

早稲田大学オレンジテニスクラブ稲門会 会則

第1条 【会の名称】

本会は早稲田大学オレンジテニスクラブ（以下「本クラブ」と称する）の卒業生を主として組織されるOB会である。この会の名称については、これを早稲田大学オレンジテニスクラブ稲門会（以下「本会」と称する）とする。

第2条 【会則の目的】

この会則は本会の基本的事項を定めるものである。

第3条 【行動指針】

本会の行動指針は、次のとおりである。

会員相互及び現役会員との親睦を図る。

本会の組織を充実させる。

本クラブの永続的発展に寄与し現役生を支援する。

第4条 【所属】

本会は、これを早稲田大学校友会に登録し所属する。登録名称については、これを早稲田大学オレンジテニスクラブ稲門会とする。

第4条の2 【本会所在地】

本会所在地は会長宅とする。ただし、財務活動の所在地は会計宅とする。

第5条 【事業年度】

本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第6条 【行事】

第3条に定める行動指針に基づき、本会は各種行事を開催する。創立記念行事については、本会ならびに現役組織共通の行事として定期的で開催する。

第7条 【会員】

本会の会員は、会員、現役会員および特別会員によって構成される。

① [会員、正会員]

会員とはオレンジテニスクラブを卒業した者又は4年間で在籍した者とする。本会の会員となるにあたっての手続きは特に要しない。その年度の会費を納めた会員はその年度の正会員とする。

② [現役会員]

現役会員とは、オレンジテニスクラブに現役生として在籍している者をいう。5年生以上進級者および大学院進学者については、現役である間は現役会員とし、卒業、修了、退学または自己の希望により現役を引退した時を以て、会員とする。

③ [特別会員]

特別会員とは、前①または②に該当しないが、会員資格を与えるに相当の事由がある場合に、特別に会員としての資格を与えるものである。資格の授与は役員会が推薦し総会で承認を要する。

第8条 【役員】

本会には下記の役員をおき、役員は本会の各種執行を担当する。

会 長： 1名

副 会 長： 若干名

事務局長： 1名

事 務 局： 若干名

会 計： 2名

会計監査： 2名

2 役員会は役員によって構成され、会長が招集し、年1回以上開催する。

第9条 【幹事】

本会には各代の代表として幹事をおく。

幹 事： 各代より若干名

2 幹事は各代の統括また連絡調整などを担当する。

3 幹事は各代又は役員会で推薦され会長が任命する。

第10条 【役員の職務】

第8条に定める役員の職務は下記のとおりである。

会 長： 本会を代表し会務を総轄する。

副 会 長： 会長を補佐する。また、会長に事故あるときはこれを代行する。

事務局長： 事務局を代表する。

事 務 局： 会長の指示で事務局長の下、本会の執行実務を行う。

会 計： 本会の財務を担当する。

会計監査： 本会の会計監査を担当する。

第11条 【役員の選出】

第8条に定める役員の選出は下記のとおりである。

会 長： 役員会で推薦され、総会で承認される。

副 会 長： 役員会で推薦され、総会で承認される。

事務局長： 役員会の同意の下、会長が任命する。

事 務 局： 事務局役員を務めることを希望する正会員または現役会員とし、役員会の同意を得て、事務局長が任命する。

会 計： 役員会の推薦を受け会長が任命する。

会計監査： 役員会の推薦を受け会長が任命する。

2 必要あるときには、役員会は前項に定める以外の役職を設けることができる。

3 会長、副会長および事務局長は正会員から選出するものとする。事務局役員、会計、会計監査は正会員または現役会員から選出するものとする。

第12条 【幹事の選出】

幹事の選出方法は各代の裁量とする。ただし、幹事は正会員から選出しなければならない。

2 役員会は各代の幹事を推薦することができる。

3 各代の幹事は、当該の代または別の代の会員が担当する。特定の会員が複数代の幹事を兼務することについては、役員会の承認の下にこれを制限しない。

4 幹事の交代については、現任の幹事が後任の幹事候補者を指名し、後任の幹事候補者がこれを受諾し、事務局に届け出て役員会の承認により交代するものとする。

5 会費の徴収にあたっては、幹事は尽力することとする。

第13条 【役員の任期】

役員の任期は2年とする。再任についてはこれを制限しない。

2 後任者が決定しないときは、これが決定するまでは引き続きその職務を行う。

3 補欠者の任期は前任者の在任期間とする。

第14条 【総会】

総会は全会員を以て構成される。

2 総会は本会の最高意思決定機関であり、本会運営上の重要事項を決定する。

3 総会の定足数は20名以上とする。

4 総会は原則として2年に1回定例総会を行う。

5 会長により、または役員会の2分の1以上の賛成により、または正会員総数の10分の1以上の賛成により、総会の招集が必要であると認められる場合には、臨時総会を行うことができる。

6 総会開催の案内は開催日より1ヶ月以上前に通知する。

7 総会は会長が招集する。

- 8 総会の議長は会長が推薦する。
- 9 現役会員は会長の同意があれば総会に出席できる。

第15条 【総会の決定事項】

総会の決定事項については、次のとおりとする。

- ① 予算（会費を含む）、決算、会計監査報告の承認
 - ② 活動内容と活動案の報告と承認
 - ③ 重要な支出の承認
 - ④ 会長、副会長の承認
 - ⑤ 役員解任
 - ⑥ 会則改正の承認
 - ⑦ 会員除名の承認
 - ⑧ その他、本会運営に関する重要事項の決定
- 2 総会の議案については、役員会がこれを提出するものとする。会員にあつて議案を発議したいときは、事務局に申請するものとする。

第16条 【総会の表決】

総会の表決については正会員出席者の多数決による。但し会則の改正については正会員出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

- 2 総会の決定事項について、総会を招集することが困難な時、若しくは総会が開催されない年度においては、役員会は意思決定を代行することができる。この場合、正会員に対して本会HP若しくは郵送による通知を行った上、事後、総会の承認を要する。

第17条 【会費】

会員は、会員種別によって定められた年会費を納入する。また、各種行事参加にあたってはその会費を納入する。

- 2 年会費は役員会の議を経てこれを定め、総会の承認を必要とする。
- 3 各種行事の会費については役員会がその都度定める。
- 4 会員は会費を納入するものとする。
- 5 本会は主に会費を納入した会員（正会員）に対し事業を行う。
- 6 会費に関する事項は別に規程を以てこれを定める。

第18条 【財務】

本会の財務活動は、会計がこれを実行、管理し、会計監査がこれを監査する。

- 2 予算案については会計がこれを策定し、役員会で確定する。
- 3 毎会計年度の決算は会計が作成し会計監査の監査を受けて役員会の承認を得ることとする。
- 4 予算、決算については、直近の総会における承認を要する。
- 5 予算ならびに決算の期間については、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 6 重要な支出については、総会における事前または事後の承認を要する。
- 7 本会の経費は会費、寄付金、資産から生ずる果物等の収入を以て支弁する。
- 8 毎会計年度の収支に収入超過が生じたときは資金積立金に繰り入れ、支払い超過が生じたときは資金積立金より補填する。
- 9 帳簿は会計伝票、会計帳簿を備える。
- 10 伝票、帳簿及び証憑書類の保存期間は次のとおりとする。
 - ① 予算書類、決算書類： 永久
 - ② 会計帳簿、会計伝票、証憑書類： 8年
- 11 会則に定めのない事項は役員会においてこれを定める。

第19条 【届出】

会員は、その住所、氏名、連絡先、勤務先等を変更した時は、速やかに事務局と所属幹事に届け出るものとする。

第20条 【退会】

会員および特別会員は、本人が退会を希望する場合または亡くなった場合、本会を退会する。現役会員は、本クラブに在籍する限り退会することができない。ただし、現役組織を中途退会した場合には、同時に現役会員の資格を失う。

- 2 会員および特別会員が本会からの退会を希望するときは、その旨を記した書面、電子的書面またはそれに準ずるものを事務局に提出することによって、退会することができる。
- 3 会員資格のある者が任意により退会した後、再び会員になることを希望するときは、その旨を記した書面、電子的書面またはそれに準ずるものを事務局に提出し、役員会の承認によって、再び入会することができる。

第21条 【会員の処分】

本会は、会員が次の各号の1に該当する行為を行った場合、当該会員を処分する。

- ① 本会または現役組織の公金等を横領した場合
 - ② 本会または現役組織の管理する個人情報等を故意に流出させた場合
 - ③ 本会または現役組織の名誉を故意に著しく傷つけた場合
 - ④ 他の会員に対して、故意に著しく不利益な行為を行った場合
 - ⑤ 他人を教唆煽動して、上記の各号に掲げる行為をさせた場合
 - ⑥ その他、著しく不都合な行為を行った場合
- 2 処分の種類は、次のとおりとする。
 - ① 除名： 会員資格を永久に剥奪する。
 - ② 退会勧告： 退会を強く勧告する。これを拒否した場合、除名する。
 - ③ 資格停止： 有期または無期に会員資格を停止する。
 - ④ 厳重注意： 書面によって厳重に注意する。
 - 3 処分の実施にあたっては、処分の是非と処分の種類について、役員会の全会一致を必要とする。除名処分については、総会における承認を併せて必要とする。

第22条 【慶弔規則】

会員に対する慶弔見舞いは別途定めるところにより贈与する。

附 則

- 1 この会則は、平成21年3月1日より施行する。
- 2 この改定は、平成24年10月20日より施行する。

平成24年10月20日 成立

この規程は会則第 17 条第 6 項に基づいて定めるものであって、会費の金額はこの規程に定めるところによる。

【年会費】（1 年ごとの会費）

正 会 員： 1 口 3,000 円 1 口以上
会 員： 0 円
現役会員： 0 円
特別会員： 0 円

【納入方法等】

- 1 会費の納入は指定の口座振込み又は集金とする。
- 2 振り込み手数料は振込み人負担とする。
- 3 納入会費の管理は会計担当役員が行う。
- 4 毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までを 1 年とする。
- 5 会員は会計の指示のとおり所定の会費を年度内に払うこと。
- 6 その年度の会計請求はその年度のみ有効とする。
- 7 この規程に定めがない事項は役員会においてこれを定める。
- 8 この会費規程は平成 21 年 3 月 1 日より施行するものとする。

【附則】

- 1 平成 21 年度については、平成 21 年 3 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までを 1 年とみなす。
- 2 平成 23 年度より、年会費を 5,000 円から 3,000 円に改訂。

- 1 本会の会員情報は原則として第三者には公開しないこと。
- 2 会員の個人情報は細心の注意を払って取り扱うべきデータと考えること。
- 3 その収集、保存、利用は厳重な管理をすること。
- 4 本会の個人情報は、本会が所属する早稲田大学校友会が定める「個人情報の保護に関する規則」および「早稲田大学情報セキュリティポリシー」に準じて運用することとする。
- 5 本会が個人情報を利用する内容は下記となる。
 - ① 本会、本クラブの業務で必要とする場合
 - ② 会員名簿の発行する場合
 - ③ 本会、本クラブの行事で必要とする場合
 - ④ 本会、本クラブのサービス実施で必要とする場合
 - ⑤ 個人の同意を得た上で個人情報を開示または利用する場合
- 6 本会の個人情報取扱者は事務局とする。
個人情報担当窓口は事務局 (orangetc@hotmail.co.jp) とする。
- 7 会員が個人情報保護法上の照会・訂正・削除等を希望する場合は、事務局まで請求するものとする。当該請求が本人によるものであることが確認できた後、個人情報保護法上の所定の要件を満たす場合には、事務局は合理的な期間内に、合理的な範囲で、個人情報を開示、訂正または削除等を行うものとする。
- 8 各種郵便物、メールの送付を停止したい場合の申請方法
会員が本会よりの郵便物、メールの送付を停止したい場合はその旨を記した書類、電子的書面またはそれに準ずるものを事務局に提出すること。その後再開を希望するときはその旨を記した書面、電子的書面またはそれに準ずるものを事務局に提出すること。
- 9 個人情報を非公開にする場合の申請方法
会員が本会の個人情報を非公開にしたい場合はその旨を記した書類、電子的書面又はそれに準ずるものを事務局に提出すること。その後本会の個人情報を公開にしたい場合はその旨を記した書面、電子的書面またはそれに準ずるものを事務局に提出すること。